

## 平成23年度弁理士試験論文式筆記試験問題

## 〔国際私法〕

日本に居住している日本人Pは、同じく日本に居住している友人のA国人Qと、B国に旅行に出かけた。P・QはB国で、Qの友人でB国に居住しているA国人Rと会い、その夜、P・Q・Rは現地の店で飲食をともにした。初めは仲良く話していた3人であったが、酒が進むにつれてQとRとの間でケンカが始まり、Qは、Rを殴って大怪我を負わせてしまい、またケンカの仲裁に入ったPにも怪我をさせた。

以上の事実関係を前提に、下記の設問に答えよ。なお、いずれについてもわが国の裁判所が判断することを前提とせよ。

- (1) RのQに対する損害賠償請求は、いずれの国の法によって判断すべきか。同じく、PのQに対する損害賠償請求についてはどうか。
- (2) Rは、B国からC国に置かれたインターネット・サーバーにアクセスして、自己のブログに、事件当日の様子についての英語の文章を掲載し、その中で、Qの勤務先である日本の会社Sの実名をあげ、Sには様々に問題がある旨指摘した。Sは、日本を含むアジア各国でビジネスを行っているところ、それらの国々でRのブログが広く知られるに至り、ビジネス上の障害が生じていることを理由に、Rに対して、そのブログの文章の削除およびこれまでに生じた損害の賠償を請求した。これに対して、Rは、実際の信用毀損による損害が生じている証拠はない旨主張している。この争いについて適用されるべき準拠法は、いずれの国の法か。
- (3) 大怪我をしたRは、傷の回復が思わしくなく、治療の甲斐なく亡くなってしまった。Rの子であり、D国に居住するTは、相続の準拠法上、相続財産の範囲には被相続人の損害賠償請求権も含まれると主張し、Qに対して請求をしている。これに対して、Qは、不法行為の準拠法上、損害賠償請求権は相続されないと主張している。この争いに関して、いかなる点が「相続」の問題と性質決定され、いかなる点が「不法行為」の問題と性質決定されるか。

【100点】